複雑性:動態性 3+/

地域観光振興について考えてみよう

- 熱海市の具体例
 - 戦後の経済発展とともに宿 泊客増
 - 社員旅行等の宴会宿泊需要
 - 宿泊客数はバブル崩壊以降 減少基調
 - •1960年代 530万人
 - 2011年 246万人
 - つるや旅館の倒産
 - ・個々の旅館・ホテルの問題か公共的問題か
 - 人口減少、高齢化に悩む

着任した田辺副市長経産省から(出向官僚)

• 氏名:田邉国治(34歳)

• 職歴: 2001年経済産業省入省

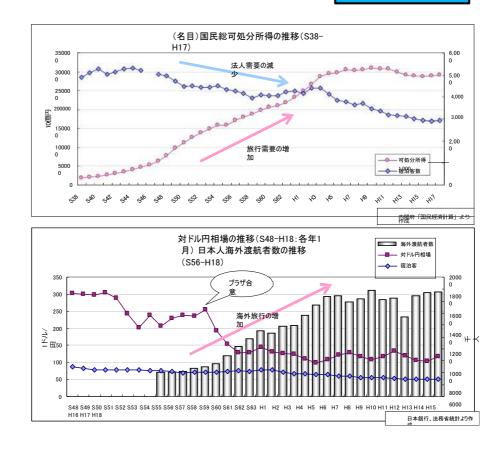
以後、温暖化対策、中小企業支援、原子力安全規制の法令担当などを担当

2011年7月 熱海市副市長に着任

熱海観光低迷の要因

田辺氏作成 スライド

- 国民の可処分所 得の 上昇に伴い、 旅行需要が増加
- ★ 法人需要(団体 旅行)からファミ リー・小 グループ 化へ
- プラザ合意後、対 ドル「円高」で海外旅 行需要が増加
- 毎外旅行の低廉 化により、国内旅 行の割高感



10 1

検討の結果得られた結論

- •(1) 捨てるもの
 - 短期的(過去数十年)な成功体験への過度な依存度
- •(2) 活かすもの
 - ・過去数百年続く熱海の普遍的価値
 - (東京とのアクセス、温泉、海、山)
- •(3) 創造するもの
 - 今後数十年の街のビジネスモデル過ごす時間の心地よいまちづくり

9

6

縦割り: 所管別(担当省庁) 分野別(外卒 農業)

ロウィの政策類型論

		強制力の適用対象		
		個人の行 動	行為の環 境	
強制の可能性	①遠い (間接的)	分配 政策	構成的 政策	
	②近い (直接的)	規制 政策	再分配 政策	

- _{分配} 政策
 - 個人・企業に資源分配
- 規制政策
 - ・個人・企業の活動を規制
- 再分配 政策
 - 階層間で資源を再分配
- 構成的政策
 - ・制度を創設する政策
- 「政策が政治を決定する」
- 横割りの政策類型

キングドンの政策の窓モデル

- ゴミ缶モデルを政府の政策決定に適合するよう修正
- 多くの問題の中から、ある問題が課題として浮上するのはなぜか?
- [3つの流れが合流するとき、 <u>政策の窓</u>が開かれ、特定の問 題が浮上し、政策が選択され る。|
 - 3つの領域を泳ぎながら合 流の役割を主体的に演じる アクター…政策企業家

- ・問題の流れ
 - 社会的指標の公表、突発事故・事件の発生、政府の失 敗の認知
- ・政策の流れ
 - さまざまなアイデア(原始 スープ)の中から、特定の アイデアが浮上
 - 専門家集団が活躍
- 政治の流れ
 - ・国民のムード、世論、政治力、政府内部のエリート

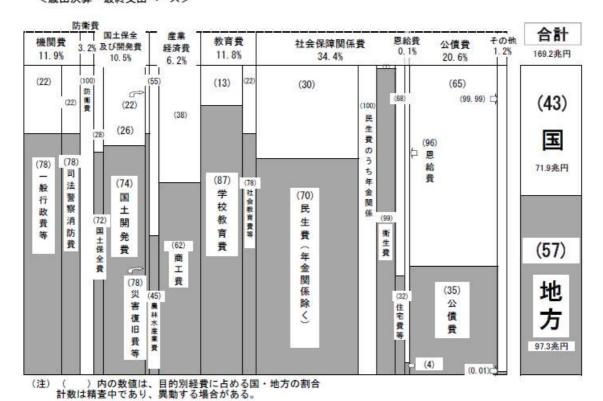
1990年代における地方ガバナンス改革

• 地方分権改革

法定受託事務

- 機関委任事務の廃止、中央関与の縮減
- 地方行政改革
- NPM型行政改革
- 住民参加の拡大
- 府県から市町村への権限移譲
- 市町村合併
- さまざまな改革が同時並行的に進行

○ 国と地方の役割分担 (平成30年度決算) 〈歳出決算・最終支出ベース〉



総務省HP「地方財政関係資料」より

国と地方との行政事務の分担

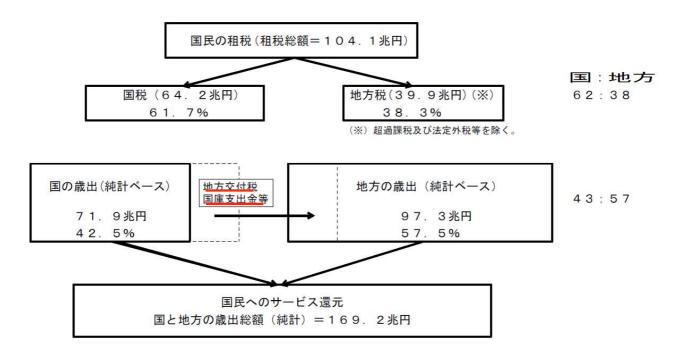
分	野	公共資本	教 育	福 祉	その他
[3	1	○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	〇大学 〇私学助成 (大学)	〇社会保険 〇医師等免許 〇医薬品許可免許	〇防衛 〇外交 〇通貨
地	都道府県	○国道(国管理以外) ○都道府県道 ○一級河川(国管理以外) ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域	○高等学校・特別支援 学校 ○小・中学校教員の給 与・人事 ○私学助成(幼~高) ○公立大学(特定の県)	○生活保護(町村の区域) ○児童福祉 ○保健所	〇警察 〇職業訓練
方	市	決定 ○都市計画等 (用途地域、都市施設) ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	〇小・中学校 〇幼稚園	○生活保護(市の区域) ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所(特定の市)	〇戸籍 〇住民基本台帳 〇消防

資料出所:総務省HP

「地方財政関係資料」→「地方財政

の果たす役割」

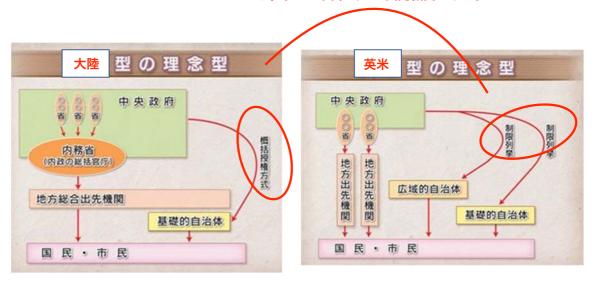
(1) 国・地方間の税財源配分(平成30年度)



資料出所:総務省HP「地方財政関係資料」→「国と地方の税財源配分の見直し」

地方行政制度:大陸系と英米系の比較

大きな違い:日本は中央政府が地方政府 に様々な責務を委託する(パスポー ト)。だが英米式では出先機関がやる。



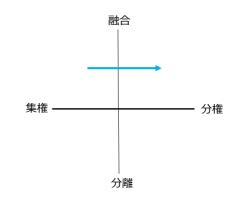
© Hiroaki Inatsugu

日本の地方自治

融合

- 第2次大戦前まで
 - ・県は国の直轄。独自の地方自治はごくわずか
- 第 2 次大戦後
 - ・県は独立した存在。自治事務を行う。
 - しかし、国の事務も行う(融合型) = 機関委任 事務
 - → 2 0 0 0 年以降、 **法定受託** 事務と名称変更
 - より独立した意義。しかし国の事務を地方が行う点は同じ。

- 日本は戦前も戦後も
 - 大陸型の地方システム
 - 英米型の分離型とは異なる
- ・他方で、集権分権の議論でいう と、日本は徐々に 分権 の方向 に進んできた。



90年代の地方ガバナンス改革

- •問題の流れ
- ・政府・自治体の指標
 - 少子高齢化、限界集落
- 公金不正支出事件、首長の汚職
 - カラ出張、
- 官官接待
- 失敗政策の顕在化
 - ・箱モノ建設・運営の失敗
- 財政悪化の深刻化

- ・政策案の流れ
 - 第25調 以来の政策案
 - リストラ行革 民営化、NTTなど
- 先進自治体での先行実施
- 先進事例の紹介
 - メディア、会議、シンクタン ク、コンサルタント
- 霞が関官僚がローカルな事例 を求める
- 原子スープ として浮游

90年代の地方ガバナンス改革

- •政治の流れ
- 自民党政権→細川連立政権の 誕生(1993)
 - 細川護熙、武村正義
- 改革派首長の誕生(1991-5)
 - 高知県知事 橋本大二郎(1991)
 宮城県知事 浅野史郎(1993)
 三重県知事 北川正恭(1995)
 岩手県知事 増田寛也(1995)
- 国民世論
 - ・バブル崩壊に対する政権無能 力批判

- 村山政権(自社さ連立)1994
 - 村山富市首相(元県議)、五 十嵐官房長官(元旭川市長)、 武村(元知事)
- →地方分権推進法(1995)
- 橋本政権 1996
- → 地方分権一括 法へ (小渕 内閣)

介護保険制度とは

- 1997年12月介護保険法成立
- 2000年4月から施行
- 要介護者がサービスを受けられるよう社会全体で支えあう
- 40歳以降全国民に加入義務
- 第1号被保険者(65歳~)
 - 介護認定→給付受給可
- 第2号被保険者(40~64歳)
 - 特定疾病の要介護認定のみ給付受給可

- 介護保険制度
 - 保険料: 税金 = 1:1
- 介護サービス
 - 居宅サービス
 - 訪問介護、通所介護
 - 訪問看護、ショートス ティ
 - ・施設サービス
 - 介護老人保健施設など
- 要介護認定

新宿区HPなどを参照

https://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/file07_01_00001.html

介護保険法前史一問題の流れ

- 福祉領域における最大動員
 - 少ない国家資源を民間、民間と のネットワークで補う
 - ←公の責任領域が曖昧
- 高度成長→社会的弱者
 - 歪み→革新自治体の登場
- 1973年 · 福祉元年 年
- •1973年末オイルショック
 - ・ バラマキ福祉批判
 - 1981-83 第2臨調 増税なき財政再建論
 - 1985 国庫補助一括削減法
 - 福祉サービス 8割→5割に

- 従来の老人福祉
 - 公的責任原則による国家の政策として推し進められてきた。
 - 施設入所、措置・給付
- ・硬直化・陳腐化、社会福祉二ー ズに対応できていないとの声
 - 在宅サービス供給

型への転

換を求める声

- 直営方式の限界
- ・総合化の推進求める
- 医療保険財政の圧迫
 - 病院が高齢者介護の役割担わ される

政策の流れ

- 1989~ 介護対策検討会
 - 平均寿命50年で25年伸び
 - 多世代同居→核家族化
 - ・ 高齢単身、高齢夫婦が4割
 - ・寝たきり高齢者の増加
- 専門家たちの連携(イシュー・ネットワーク)
- 保険制度創設の案
 - 税方式は国民福祉税 (1994.2)のとん挫で選択肢 からはずれる
- 社会保障制度 審議会での議論
 - 1994年、社会保険方式での 導入を提言

- 省内 での検討会の議論
 - 1994年末報告
- 老人保健福祉 審議会
 - 1995年~
 - 議論の迷走
 - 65歳以上の保険料、事業主負担など
- 与党審査
 - 自社さ連立橋本政権
 - 与党福祉プロジェクトチームのリーダーシップ

政治の流れ-

統治連合

の激変

- ・1989年消費税導入→参議院で 自民大敗
 - 橋本龍太郎大蔵大臣→消費税 の使い道を厚生省に求めた
 - →介護対策検討会の議論が政 策アジェンダに
- 代わりに保険方式で 1994年2月、細川内閣国民福 祉税のとん挫
 - 深夜に突然(厚労大臣不知)
 - 1996年に国会上程できず
 - 老健審で市町村の反対
 - 住専問題処理
 - 薬害エイズ事件
 - 1997年4月から消費税5%に

- 法案通過後の駆け引き
 - 1997年末~2000年
 - 連立の組み換え
 - 支えた勢力が閣外に、反 対していた勢力が政府・ 与党に加わる
 - 税負担やサービス内容に ついて蒸し返しの議論
 - しかし、ほぼ当初案どおり に実施

コロナウィルス

発生型問題の事例

ストーカー規制法(ストーカー等の規制等に関する法律)

- 重大事件の発生
 - 昔から「つきまとい」行為 は存在
- •1999年10月 埼玉県桶川市
 - ストーカー殺人事件発生 桶川事件)
 - 元交際相手Aから依頼を受 けた暴力団員等による殺害
 - 調査報道により、埼玉県警 上尾署のずさんな対応が発 覚→警察不祥事としても注 目 (懲戒免職3人など)
 - Aは2000年1月自殺、殺害 関与の4人は無期懲役等

- 元上尾署員に対する刑事訴訟、 国家賠償請求訴訟
- →2000年5月 議員立法によ りストーカー規制法成立
- ・2012年11月 逗子 ストー カー殺人事件
 - ・電子メールによる→当時の 法では処罰対象外
 - 2013年6月法改正 電子 メールの連続送信を含む
- 2016年5月 小金井ファンス トーカー殺人未遂事件
 - 法改正→含SNS、非親告罪

発生型

空き家問題

- 「空き家」があることは 公共問題か?
- ・指標の公表
 - 住宅・土地統計調査の 公表
 - 2013年 13.5% • 820万戸
 - 空き家問題クローズアップ

メディアアジェンダ

- ちなみに 2018年 13.6% (2019.4.26総務省公表)
- 山梨県 21.3%
- 和歌山県 20.3%

- 個人の資産
 - 侵入できない、行政が処分できない
- 近隣に迷惑をかける可能性
 - 景観、衛生面、防災面、防犯面
 - 自治体の空き家条例→法的拘束 カなし
- 2016年11月 空家法 成立 (空家等対策特別措置法)
- 自治体 による立ち入り調査権、個 人情報利用権を規定
- •特定空家に指定されると
 - →・固定資産税の優遇なくなる
 - ・罰金
 - ・行政代執行も可能に

富山市LRTの導入過程

- 2001年 北陸新幹線決定
- 2003年 駅立体交差事業策定
- ・富山港〜富山駅のJR富山港線 をどうするか?
- ① 高架化
- ② 廃止バス代替
- ③ LRT化

- ・富山市=フレームの変更
 - LRTそれ自体の論議···誰が負担するかの議論↓
 - 社会的便益の観点を追加
 - 「まちづくり」
 - リフレーミング
 - 「コンパクトなまちづく り」という言説↓
 - より幅広い関係者の(同 床異夢の)合意形成

その他の サフレーミングの例

児童虐待問題

- 暴力
- ネグレクト(育児放棄)も 含むようになる
- もともと問題とされなかったものも時間とともに含まれてくる
- ・・・・ドメイン拡張

個人の家が汚い

- ゴミ屋敷 との表現
- →自治体で条例を制定する 動き

- 少子化問題
 - 少産少子問題
 - ・→<u>少子化問題</u>へのリフレー _ ミング
 - ・出産の問題という狭い認識 になることを回避
 - 女性をめぐる社会環境の問題として印象付けることが可能に
 - •[•]→育児休暇、児童手当拡充